

事務連絡
令和5年4月28日

各指定介護保険等事業所 管理者 殿

藍住町健康推進課長

介護保険制度の適正な運営について（通知）

日頃は、本町介護保険事業に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度昨年度、県内に所在する介護保険事業所において、「運営基準違反」や「介護報酬の不正請求」等の不正事実の発覚により「指定取消処分」をされる事案が発生しました。

御承知のとおり、介護保険制度は40歳以上の国民が納めた保険料と公費により運営される公的性格の強い制度であり、介護保険事業における不正事案は、国民の信頼を大きく損なうとともに、介護報酬の不正請求は、健全な介護保険財政に多大なる支障を生じさせるものであります。町では、介護保険事業の適正な運営に向け、事業所に対する指導・監査を行っておりますが、不正事案に対しては、今後とも厳正に対処していくこととしております。

貴事業所におかれましても、法令遵守責任者を中心として、介護保険関係法令に照らしてサービスの提供及び事業運営の実態を再点検していただくなど、介護保険事業の適正な運営に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

藍住町役場健康推進課
介護保険室
電話 088-637-3311